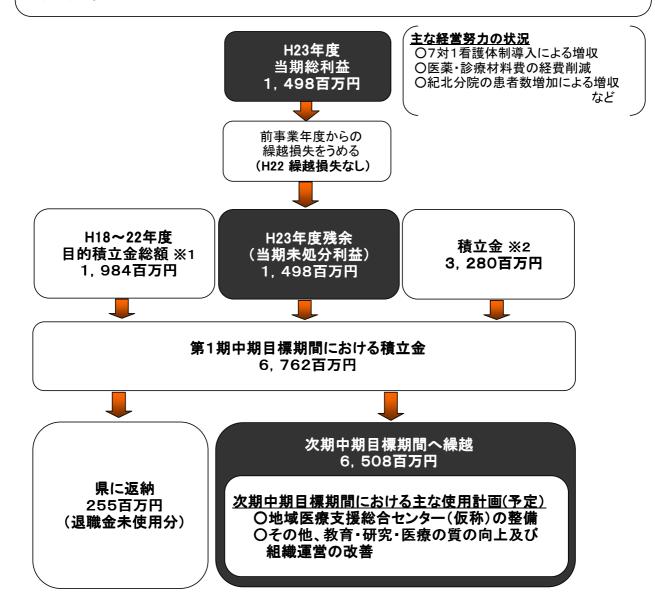
## 第1期中期目標期間における積立金の承認について

## 地方独立行政法人法 第40条

〇中期目標期間終了時において、損失補てん等の整理を行ってもなお積立金がある場合は、設置 団体の長の承認を受けて次期の中期計画に定める業務の財源に充てることができる。

〇設立団体の長は、上記の承認をしようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴かなければならない。



※1 目的積立金:法人の毎年度の利益の内、経営努力による

もので、当期間中の教育・研究・医療の質の向上及び組織運営の改善に充当することを

門工及い祖職建善の以告に**ルヨ**りる

知事が承認したもの。

※2 積 立 金 : 独法化前の診療債権